

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求める。

令和3年11月24日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

- |   |             |                                                  |
|---|-------------|--------------------------------------------------|
| 1 | 管理する公の施設    | 鹿沼市花木センター（観光いちご園を除く。）及び鹿沼市林産物需要拡大施設              |
| 2 | 指 定 の 期 間   | 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで                            |
| 3 | 指 定 の 相 手 方 | 鹿沼市茂呂2086番地1<br>公益財団法人鹿沼市花木センター公社<br>理事長 御地合 晋 守 |